

町では収集できないもの・住民環境課で許可を必要とするもの

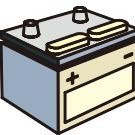
収集できないごみ

危険なもの、処分の困難なものは町で収集できません。

処分するには、メーカーまたは購入店に引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼してください。



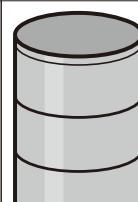
●廃油
(オイルなど)



●バッテリー



●タイヤ



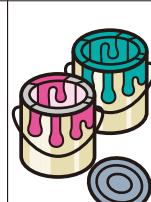
●ドラム缶



●プロパンガス
ボンベ



●消火器



●ペンキなどの
塗料



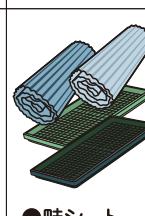
●オートバイ



●農機具



●車の部品
(バンパー等)



●畦シート
苗箱等の
農業廃材



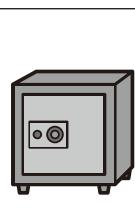
●農薬や硫酸・
塩酸などの
各種薬物



●注射器



●店舗からでる
事業ごみ



●耐火金庫

住民環境課で許可を必要とするごみ

瓦・陶器類・コンクリート 土砂(一般家庭のものに限る)**有料**

町最終処分場

開場日 年末年始及び祝祭日を除く、火・水曜日

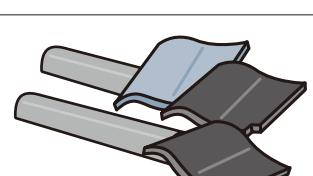
開場時間 午後1時30分～午後4時30分

廃棄物処理手数料

1車当たり	手数料金額
2t未満	1,080円
2t以上4t未満	2,160円
4t	4,320円



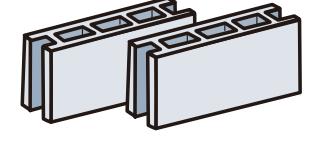
●陶器類



●瓦



●土砂



●コンクリートブロック

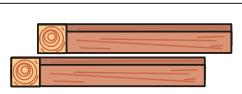
※事業者に委託して搬入する場合は、事前に町と事業者との契約が必要ですので、住民環境課に問い合わせてください。

※搬入物は、30cm角以内の大きさに砕き、鉄筋等の金属や異物が混入しないようにしてください。
※便器・洗面台は洗って細かく碎いてください。

搬入できないもの



●草・藻



●木片

- スレート
- アスベスト製品
- ガラス●缶
- プラスチック雑類

燃えるごみ (個人持込有料)

西濃環境整備組合(大野町)

T E L 0585-32-4153

開場日 年末年始及び祝祭日を除く、月～金曜日

開場時間 午前8時30分～午後4時30分

処理費用 100円／10kg

許可申請後直接搬入になります。料金は、現地で計量後に支払います。

- ・搬入できないもの: 灰、燃えがら、危険物、粉状のもの
- ・木くず(径7cm以下、長さ50cm以下に切る)
- ・その他搬入が可能なものでも全て1辺50cm以下に切る

燃えないごみ (個人持込有料)

西南濃粗大廃棄物処理組合(養老町)

T E L 0584-37-2103

開場日 年末年始及び祝祭日を除く、月～金曜日

開場時間 午前8時30分～午後4時

処理費用 100kg以下は一律1,000円、超えると100円／10kg

許可申請後直接搬入になります。料金は、現地で計量後に支払います。

- ・搬入できないもの: 危険物、農機具(コンバイン、トラクター等)、オートバイ、リサイクル家電、ピアノ、消火器、医療廃棄物等
- ・家具、建具(幅100*長180*厚60cm以内)
- ・板状木製品(幅100*長180*厚3.5cm以内)